

新潟県警察情報セキュリティに関する訓令

平成17年 2月18日

本部訓令第 6 号

[沿革] 平成28年 3月本部訓令第 4 号、29年12月第20号、令和 8 年 3 月第 5 号改正

(目的)

第 1 条 この訓令は、警察情報システム及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 警察情報システム 警察庁又は県警察が設置する情報システムをいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。

ア 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）

イ 警察情報システムから出力された情報

ウ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって職員が職務上取り扱うもの

エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(情報セキュリティ管理者)

第 3 条 県警察に情報セキュリティ管理者を置き、警務部長をもって充てる。

- 2 情報セキュリティ管理者は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事項を統括する。

(新潟県警察情報セキュリティ委員会)

第 4 条 県警察における情報セキュリティに関する監査（以下「監査」という。）の実施並びに警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティその他警察における情報セキュリティに関する重要事項の審議のため、県本部に新潟県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員長は、情報セキュリティ管理者をもって充てる。

- 3 委員会は、新潟県警察の処務に関する訓令（昭和61年本部訓令第14号）第 8 条第 2 項に規定する庶務担当課長会議の出席者のほか、警務部情報技術企画課長、生活安全

部サイバー犯罪対策課長、関東管区警察局新潟県情報通信部情報技術解析課長その他委員長が指名する者をもって組織する。

4 委員会の任務は、監査の実施及び次に掲げる事項に関する審議とする。

- (1) 監査の実施計画
- (2) 監査の実施結果に基づく対策
- (3) 情報セキュリティに係る自己点検の実施計画
- (4) 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティが侵害された際の再発防止対策その他警察における情報セキュリティに関する事項で、委員長が重要と認めるもの

5 運営

- (1) 委員長は、毎年1回委員会の定例会を開催し、又は必要に応じて委員会の臨時会を開催し、その議事を主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

6 委員会の庶務は、警務部情報技術企画課において処理する。

(管理対象情報の分類及び対策の基準)

第5条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

(職員の責務)

第6条 職員は、警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

(細目的事項)

第7条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年3月1日から施行する。

(新潟県警察情報安全対策に関する訓令の廃止)

2 新潟県警察情報安全対策に関する訓令（平成13年本部訓令第14号）は、廃止する。

附 則 （平成28年3月14日本部訓令第4号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （平成29年12月21日本部訓令第20号）

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 （令和8年3月27日本部訓令第5号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。